

随意契約の契約状況表

(環境部)

契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (単位：円)	地方自治法 施行令第 167条の2第 1項中の号	随意契約の理由
1 清掃施設課	福宗環境センター清掃工場 燃焼設備外点検整備業務委託	令和5年3月8日	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-27 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社九州支店	34,000,000	2号	本業務委託は福宗環境センター清掃工場における主要設備機器の年次点検整備を行い、施設全体の性能維持を図るとともに、発電所としての保安の確保を目的とするものである。 本施設は廃棄物を適正かつ安全確実に処理することを目的としており、またごみ焼却により得られた熱エネルギーを電力に変換して送電する設備を有していることから、発電所として安全かつ安定的に電力を供給する責務を負っています。具体的には廃棄物処理法、電気事業法の適用を受けます。後者については関係法令のほか、技術基準への適合状態を維持する義務がある。 しかし、整備が不十分な場合、不測の事態が生じて焼却炉の計画外停止を余儀なくされる可能性がある。その場合、ごみ処理計画に支障をきたし、市民生活にも多大な影響を与えかねない。よって焼却炉・ボイラーをはじめとする重要機器はプラントの性能維持及び信頼性確保の点から、構成部品を交換するなど計画的に整備を行う必要がある。 なお、対象施設は、機器相互が関連したシステムであるため、実施に当たってはシステム全体を熟知した上で点検整備をする必要がある。また、点検整備に際して、設備に不具合が発見された場合の迅速な部品の調達、設計にまで遡った的確な対応を行えるのは、施工プラントメーカーによる場合に限られる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の施工業者である三菱重工(株)のアフターサービス部門を担当している三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)九州支店と随意契約するものである。
2 清掃施設課	福宗環境センター清掃工場 非常用発電機点検整備業務委託	令和5年1月11日	大分市東春日町6-1 千代田興産株式会社大分営業所	1,364,000	2号	本業務委託は、清掃工場の全停電時にプラント設備、照明、消火設備等に電源を送る非常用発電設備の点検整備を行い、非常用発電設備の性能維持を目的とするものである。 非常用発電設備は、プラント設備と密接に関連した設備であるため、点検整備の実施に当たっては、プラント設備及びシステム全体を熟知している必要がある。 また、点検整備に要する部品は通常調達困難な特殊部品が多く、本非常用発電設備の製造業者でなければ調達できない部品もある。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、非常用発電設備の製造業者である三菱重工エンジンシステム株式会社の市内代理店である千代田興産株式会社大分営業所と随意契約するものである。
3 清掃施設課	福宗環境センター清掃工場 1号ごみクレーン横行ケーブル点検整備業務委託	令和5年3月23日	福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 (株)日立プラントメカニクス	16,060,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場に設置しているごみクレーンの点検整備となり、点検及び特殊な消耗品等の取替を行うものである。 施行にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、品質機能保証を含め、本機器の構造に精通している必要があり、また整備に要する部品は通常調達困難な特殊部品が多く、本機器の製造業者でなければ調達できない部品もある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本機器の製造業者である株式会社日立プラントメカニクス 九州支店と随意契約するものである。
4 清掃施設課	佐野清掃センターごみ 計量器点検整備業務委託	令和5年2月17日	大分市三佐六丁目2番5号 株式会社 大分計量器工業	1,682,340	2号	本委託は、佐野清掃センターの受入設備であるごみ計量器の点検整備業務を行うものです。 本委託の施行に関しては、廃棄物の処理へ影響を最小限にするために点検作業を円滑に行わなければならないため、そのためには当施設の設備を熟知し高い技術や施行実績を持つ者が施行する必要があります。 また、本設備は鎌長製衡株式会社が設計・施行し、その代理店でなければ特許に係る機器やソフトウェアが調達できない、若しくは性能や構造等の詳細なデータが不足する場合があります。本委託を施行する上で重大な支障となります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、鎌長製衡株式会社の代理店である株式会社大分計量器工業と随意契約により施行したい。
5 清掃施設課	佐野清掃センター電気計装 設備点検業務委託	令和5年1月13日	大分市大字三芳1159番地1 一般財団法人 九州電気保安協会大分支部	20,871,400	2号	本業務は、大分市佐野清掃センター清掃工場に設置された設備機器を安全かつ円滑に稼働させるために行う、電気計装設備の精密点検業務であります。 本業務には、特別高圧・高圧・低圧電気設備の保守管理に精通し、特に保護継電器の保護機能・試験方法・試験用機材及びその取扱い方法などに熟知していることが要求されます。また、本業務は停電作業となるため、全炉停止中の休業日に行う必要があります。短時間での作業が要求されるため、作業の熟練度や豊富な経験、実績及び多数の専門技術者が必要となります。委託の施行にあたりましては、当該設備の使用前自主検査、年次点検を直接施行し、また同等の特別高圧受電設備を擁する福宗環境センター、古国府浄水場などについても同様の実績がある業者が適任と考えます。 以上の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により(一財)九州電気保安協会大分支部と随意契約したい。

6	清掃施設課	佐野清掃センター清掃工場 溶融炉内筒冷却装置外点検 整備業務委託	令和5年2月1日	北九州市戸畑区大字中原46- 59 日鉄環境エネルギーソリュー ションズ(株)	3,630,000	2号	本業務は、佐野清掃センター清掃工場内の溶融炉内筒冷却装置外点検整備を行うものであります。 本業務では、現施設を設計・施工した請負業者の特許に係る機器や特殊な設備の整備を行うことから、開発者以外の者では性能や構造等の詳細なデータが不足し、本業務の施工に関して重大な支障となります。併せて、委託期間を短期間とし、廃棄物の処理への影響を最小限に抑えるために当該設備に関する高い技術力が不可欠です。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本設備のプラントメーカーである日本製鉄株式会社の系列メーカーである日鉄環境エネルギーソリューション株式会社と随意契約をいたしたい。
7	清掃施設課	大洲園処理場固液分離機点検 整備業務委託	令和5年2月13日	大分市松原町三丁目1番11号 (株)IHI回転機械エンジニ アリング大分営業所	3,245,000	2号	本委託は、当処理場に設置しているNo.3固液分離機の点検整備業務委託です。 平成14年度より運転を開始して以来、20年余りが経過し長期の使用により消耗部品が摩耗・劣化し、機器の運転に苦慮しているところです。施行に当たっては、製造メーカーでなければ調達困難な部品があること、また本設備に対する特殊な技術や高度な知識を有していることが必要不可欠であります。 よって本設備を施行した石川島播磨重工業株式会社のグループ会社で本設備の構造に精通し、特殊な材料の調達ができ、保守点検を行っている(株)IHI回転機械エンジニアリング大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約にて施行いたしたい。